内閣府　御中

災害関係各省庁　御中

**2018年7月西日本豪雨災害に関しての要望**

2018年10月16日

日本共産党岡山県委員会

　委員長　植本　完治

日本共産党広島県委員会

　委員長　村上　昭二

　2018年西日本豪雨災害に関して、国においては被災者支援などに尽力されていることに敬意を表します。

　発災から3か月以上経過した時点での様々な課題に関して、以下要望しますので、よろしくお願いします。

１３：００～１３：４０

1. **住宅被害認定について**
2. 岡山市北区の被害調査では、２次調査でも、床上５０～６０センチの浸水で「半壊に至らない」と判定されているケースが多い。「被害割合が２０％以下」というのがその理由だが、この結果は平成１６年１０月の内閣府通達から考えて矛盾しているように思う。引き続き再調査を依頼することになるが、被災者の心労は大きくなるばかりである。見積もりしてもらったところでは、「改修に２～３百万円かかる」とも言っている。

現行の認定指針では、外力の作用がない場合の「半壊」判断の条件として、「３０センチ以上の床上浸水」「２０％以上の損壊」となっている。被災者に寄り添い、生活再建支援法の弾力的な活用をおこなうということを考えれば、「半壊」の基準から「３０センチ以上の床上浸水」をなくすことはできないかうかがいたい。また、「３０センチ」について、この浸水深に根拠があるのかについてもご教示いただきたい。

1. 二次調査の制度があることを、周知徹底すること（被災者だけでなく、認定に当たる職員にも）
2. アルミニウム工場の爆発により被災した地域では、爆風による点数が少ない。爆風による被害の判断基準についてご教示いただきたい。
3. 半壊と認定された被災者は、家屋の応急修理か仮設住宅への入居かのどちらかを選ばなければならず、そのことが当面の安心できる暮らしや住まいの再建を考える上での大きな障害になっている。併給を含め、半壊に対する住宅再建の支援策を講じること。
4. **り災証明発行について**

移転先、住所家族構成などの情報について行政間で情報共有について確認するためのチェック項目を作るべきと考えるがどうか。例えば、堤防、用地買収時に被災者との連絡を県が取れない、などの問題について。

1. **避難所の改善について**

避難所の設置と運営について、自治体任せではなくそもそも国主導で設置するイタリアのような取り組みにしていただきたい。

1. **「仮設」に関する改善点について**
2. 「みなし仮設」の方々の心のケアについて、孤独死を防ぐために丁寧な取組みを期待していますが、人的確保など国としても支援が必要ではと思うが、どうか。
3. 「みなし仮設」に入居した障害者・高齢者などが、バリアフリー対応の「仮設」への移住を希望している場合、「仮設の住み替え」を制度として保障すること
4. 自宅を「応急修理」する場合も、長期間自宅以外の住居を確保する必要性は切実です。「仮設入居」との併用が出来ない現行制度を早急に改めること。

１３：５０～１４：３０

1. **家屋被害がないが被害を余儀なくされている方への支援について**

　　岡山市北区では次のような避難者がいるが、この場合も支援の対象になるか否か、ご教示いただきたい。

1. 岡山市北区菅野にある冠光寺池の堤防が一部崩落。この堤防上の道路以外に生活道路がない１９戸の団地があり、閉じ込められる事態となった。池を逆方向からまわる山道があり、徒歩でしか行き来できなかった道を市が拡幅・整備したが、車が通れる状況ではなかった。ゴミだしにも２０分ほど山道を歩いて行かなければならない状況にあった。そのため、一部の人は団地外にアパートを借りて生活し、団地に住んでいる方もレンタカーと駐車場を借り、駐車場から家まで数10分歩くという生活を続けている。義援金や見舞金、みなし住宅の対象にもならないというのが市の考えのようである。
2. 岡山市北区富吉・津高ハイツの宅地法面が崩落。２次災害の危険があるため、関係する数軒が民間住宅へ移り住んでいる。市は「避難指示を出しているわけでない」として、みなし住宅などの対象にしていない。
3. **被災者支援制度について**
4. 総社市下原地区では、浸水によりアルミニウム工場が爆発したため周辺住民が甚大な被害を受けた。

　　　　関係者のご尽力で現在までに、被災者生活再建支援金（内閣府）、グループ補助金（経済産業省）については支援制度が適用されることとなった。しかし、家屋解体（環境省）、農業施設補償等農業者支援（農林水産省）は対象外とされている。自然災害でなく事故災害というのがその理由である。そもそもの原因（発端）は浸水であったことに鑑み、制度が利用できるようお願いしたい。

1. 災害救助法による住宅の応急修理の対象は、床上浸水でも被害認定が「半壊」以上である。また床下浸水でも、クーラーの室外機や最近では床下の換気扇なども使用できなくなっているケースも多い。国において、支援対象を拡大することができないか。また、生活再建支援法金の支給対象にせめて「半壊」を含めることも検討していただきたい。
2. 被災した自治体により被災者支援に差がある。被災者は被災した自治体から支援を受けるが、例えば子供の制服、体操服、学用品等や、市営住宅等に避難した場合の設備（備品装備）や支給される家電に差がある。同じ災害により被災した際、このような差が生じないよう、財政が厳しい市町村には国の十分な支援をお願いしたいがいかがでしょうか。
3. **生活再建支援金等に関して**
4. 生活再建支援金の対象に「半壊」を含めてほしい。

　　　岡山市内では、全壊・大規模半壊が計87件に対して、半壊が1,074件（9/28現在、り災証明書発行数）という状況であるが、水害における「半壊」は、畳やフローリング、壁や断熱材の損耗で、修理見積が数百万にのぼる事例が多数あり、一千万円を超える事例もある。現状の法定制度の範囲では、家屋を住めるようにするという点での生活再建に大きな障害がある。

1. 「半壊」世帯の家財等の被害回復に使える支援策を講じてほしい。

今回の水害では、家屋の損壊と共に、車やエアコン室外機、電気温水器などの被害が多く、生活再建にあたって大きな支障となっているが、半壊以下の世帯には、こういった被害からの回復に充てることのできる支援策が乏しい。

１４：４０～１５：００

1. **医療費延長に関して**
2. 無料措置を延長してほしい。

　　　　岡山市は、財源保障があるか確信が持てないとして無料措置の延長に対して態度を決めかねている。国が速やかに延長を決定すると共に、そのことを市町村に明瞭に伝えてほしい。また、10月9日に発した事務連絡にある回答期限を過ぎてからも、必要と判断した自治体があれば、柔軟に対応して欲しい。

1. 健保組合の被保険者の医療費の「猶予」について国として無料措置への支援をしていただきたい。

１５：１０～１５：５０

1. **宅地その他に流入した土砂等の撤去について**
2. 環境省の支援制度の説明を受け、市・町の担当者とやりとりしているが、以下の内容について市・町の担当者が難色を示しています。制度利用が可能かどうかご教示ください。
* 宅地から崩落した土砂の撤去について、市の説明では「現制度ではできない」とのことである。地域の生活環境を守るため、現状復旧もふくめ可能な支援策はないか。
* 石積みで造成した宅地の一部が崩れ、住宅も危険な状態にある。崩れ落ちた石や土砂の除去を要望したところ、市は「石を最終処分場に捨てる費用の補助はできるが、運搬費、撤去工事などは補助できない」と説明している。このような場合、環境省の瓦礫まじり土砂撤去の制度が利用できると思うがいかがでしょうか。
* 住居の裏の少し高い位置にある畑の法面が崩れ、土砂が住居に押し寄せた。居住者は高齢女性のため、業者に依頼せざるを得ない状況にある。撤去費用を町に求めたところ、「住宅被害がさほど大きくないので自分でやってほしい」と言われて困っている。宅地に流入した土砂は、被害程度や崩落先に関わらず、自身で行うことが困難な場合、公費でおこなっていただけるものと思うがいかがでしょうか。
1. 岡山市は「家の中の土砂混じりがれきについては、家の外に出しておいてください。」としているが、これは国要綱に基づく規定ですか？

3カ月経過した現状で「家の中（≒床下）に残っている」ということは、高齢のみ世帯等で自力ではどうにもできなかったし、今もできずにいるという場合が大半と思われる。社協ボランティアも解散している現在、被災世帯に自力での土砂除去を課すのは、ハードルが高い。

1. 宅地や墓地等の法面崩壊、崖崩れが県内で多数発生し、復旧は所有者の責任と負担で、とされるなか、相当の箇所がそのままとなっている。復旧への支援策を講じること。
2. 呉市の安浦町市原地区は、土砂流木で田畑が流されたが、いまだに撤去作業がおこなわれず、変化の兆しが住民に見えない。早く撤去するように支援をお願いしたい。

　　　　また、簡易水道が土砂で破壊され、長期にわたって水がとだえている。給水装置を復旧するのに多額の費用がかかる。上水道がきているが個人宅に引くには分担金がいる。補助はできないものか。

1. 床下の土砂について、「家財がこわれた。なくなったなどのトラブルがおきる可能性がある」ことなどを理由に撤去しようとしない。公費で撤去できることを含め、住民の願いにこたえるよう、指導をしてほしい。

また、環境省が１５％の経費をみこんでいることについて、呉市では、倍の経費をみこんでいて土砂撤去の足かせになっている。柔軟に適用できないか。

1. **公費解体に関して**
2. 「全ての家屋を解体のみ対象」「家屋の一部のみ解体は認めない」は、国では手続きをどう定めているか。

　　　岡山市は、公費解体の告知にあたって「被災家屋等の一部解体は対象になりません。」と明記しているが、これは国規定によるものなのか？柔軟対応できる旨の国会答弁や他自治体の情報があるが。

1. 速やかに次の建築（住居の再建）に向かっていけるよう、公費解体の手続きの簡素化を図ってほしい。

１６：００～１６：３０

1. **小田川決壊、河川整備のありかたについて**
2. 決壊の原因について、国はどう考えているのか、伺いたい。
3. 小田川付け替え工事についての内容を教えてください。
* 特に付け替え点の下流の柳原に少し河川が細いところがありますが、河積は十分確保されているのか。付け替え工事に困難はあるのか？教えてください。
1. 陸閘のあり方について
* 今回機能しなかったか、そもそも主要幹線道路を止めるような陸閘は、設置に無理があったのではと考えるが、今後どうあるべきと考えるか。
1. 小田川河川の決壊時の把握についてどうだったのか。今後どうあるべきか。
* 河川の氾濫・決壊の認識においてライブカメラの有効性はどう考えるか
1. 高梁川河川整備計画について示される、洪水予報河川、水防警報河川に指定され洪水予報について、計画通り機能できたのか。どう検証されていますか？お伺いします。
2. 小田川支流の堤防拡幅工事にあたって用地買収をする時、すでにリフォームをするなどの工事をした家の補償はリフォーム代を加味することはできないか、教えてください。
3. 土砂災害で、（自宅の）土砂を撤去した後の裏山ののり面の固定や堤工事の補助はできないのか考えを教えてください。
4. 矢口川が氾濫し口田一丁目などの地域で２メートル近い浸水被害が起きた。この地域ではこれまでも同様の被害があり、今年４月に矢口川排水機場の機能を強化する改修を終えたばかりだったにもかかわらず、再度発生した。被害の原因についての説明を求めるとともに、近隣住民に対する早期の説明会の実施を求める。